

2015年12月21日

過去9年間の検証が必要 報告書『Goho-wood：日本における木材・木材製品の合法性、 持続可能性の証明制度の運用と課題』 発表

野生生物の国際取引をモニタリングしているトラフィック（TRAFFIC）は、日本における木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明制度（以下、合法性等証明制度）の運用に関する調査を実施し、このたび報告書を発表しました。トラフィックは、当該制度には様々な課題があることから、これまでの運用の調査および制度の見直しが必要であると考えます。

本報告書の作成にあたって、合法性等証明制度の運用状況を調べるため、トラフィックは、関連する情報を収集するとともに、団体認定制度および森林認証制度を利用している企業や関係団体に対し聞き取りを行い、その結果を整理しました。分析の結果、1)運用実態、2)合法性の基準、3)制度の仕組み、4)責任の所在、5)モニタリングについて課題があることが明らかになりました。

日本では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を基に、2006年から公共調達において合法性や持続可能性の担保された木材・木材製品を調達するよう定められています。合法性・持続可能性の基準や証明方法は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づいて行われます。3つある証明方法のうち、最も広く使われているのが森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法（以下、団体認定制度）です。

合法性等証明制度（主に団体認定制度）は、2006年に導入された当初は一定の効果があったと考えられるものの、今回の文献調査およびインタビュー調査により、様々な課題が浮き彫りになりました。例えば、団体認定制度の運用にあたっては、木材の納入後半年経ってから証明がなされるなど、ガイドラインどおりに運用がなされていませんでした。また、認定団体によるモニタリングについては、人員・資金不足や認定団体が業界団体である故に独立性が保てないという構造的・組織的問題が示されました。

合法性の基準については、以前より、曖昧さやカバーする範囲の狭さが指摘されています。合法性等証明制度は、補助事業等によって運用の拡大が図られていますが、同制度が違法伐採材の排除と世界的に持続可能な森林経営という目的の達成に寄与しているとは必ずしも言えません。



トラフィックは、世界自然保護基金（WWF）と
国際自然保護連合（IUCN）の共同事業です。
ワシントン条約事務局と協力しながら活動しています。





ガイドラインの運用を補完する資料
「合法木材ハンドブック」

日本では、現在、違法に伐採された木材の国内流通を防ぐための法律の制定が検討されています。公共調達以外には法制度が存在しない現状を考えると、望ましい動きではありますが、法律の制定は持続可能な森林経営の実現に向けた第一歩に過ぎません。日本における違法伐採対策を効果のあるものにするためには、現在の合法性等証明制度がどのように運用され、どの点に問題があったのかについて、今一度分析・見直しを行い、新制度に生かしていく必要があるとトラフィックは考えます。

【提言内容】

制度の調査および見直し

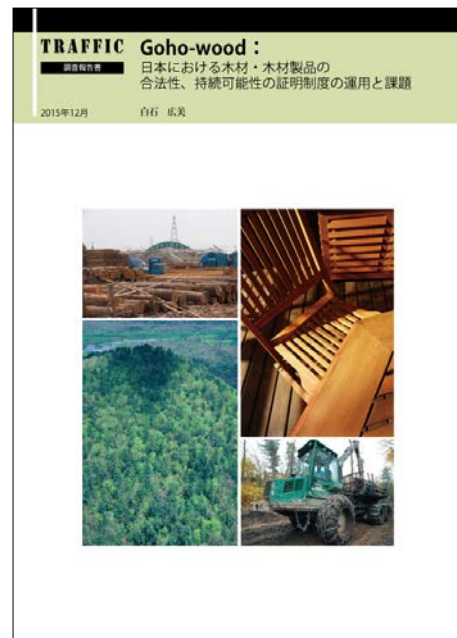
- 政府は、合法性等証明制度の運用状況や違法伐採への効果、制度の問題点を包括に調査・公表し、制度の改正を検討する必要がある。日本を含む多くの国の政府にとっての課題となっている合法性の定義付けに際しては、トラフィックと WWF の Global Forest and Trade Network (GFTN) が策定した「Legality framework (合法性枠組みの原則と基準)」を参照されたい。

国際的な状況への順応的対応

- 違法伐採対策をめぐる国際的な状況は今後も変化することが予想されることから、政府は、数年ごとに国内制度の運用状況、効果の調査及び制度の見直しを行う仕組みを構築し、順応的に対応することが期待される。

関係省庁間での情報共有の強化

- 問題のある木材の輸入を防ぎつつ、実効性を担保する制度の構築のために、関係省庁間（林野庁、税関等）で情報共有を行うとともに法執行体制を強化する必要がある。



報告書はこちらから



http://www.trafficj.org/publication/15_Goho-wood_legality_and_sustainability_in_Japan.pdf

■ お問い合わせ先：

トラフィック イーストアジア ジャパン 白石広美
Tel : 03-3769-1716 E-mail : TEASjapan@trafficj.org



トラフィックは、世界自然保護基金（WWF）と国際自然保護連合（IUCN）の共同事業です。ワシントン条約事務局と協力しながら活動しています。

